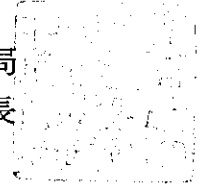


循 第 1111 号

平成23年 2月17日

社団法人和歌山県宅地建物取引業協会 御中

和歌山県環境生活部環境政策局  
循環型社会推進課長



指定区域の指定に係る通知について

平素は、県環境行政について格別のご理解と御協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の規定に基づき、下記の土地を指定区域として指定しましたので、通知します。

つきましては、指定区域内において土地の形質の変更をしようとする者は届出が必要な場合がありますので、御留意願います。

記

指定区域

かつらぎ町笠田東字堂田1271番4

かつらぎ町笠田東字堂田1271番14

かつらぎ町笠田東字堂田1271番18

かつらぎ町笠田東字堂田1271番26の一部

事務担当

地域環境推進班 東山

TEL : 073-441-2675

FAX : 073-441-2685

Mail : higashiyama\_k0006@pref.wakayama.lg.jp